

- | 1979年 薬事法の改正 | 1979年 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○新薬承認後一定期間間隔に有効性及び安全性を確認する審査制度の新設 ○副作用等の重大な健康被害が疑われる場合は、販売停止や回収等の緊急措置命令の導入 ○添付文書に禁忌、副作用等の記載を義務付け ○医薬品の安全性について虚偽、誇大広告の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ○副作用被害救済制度導入 ○用法用量等を守り正しく使用したにも関わらず、重大な健康被害や死亡、障害を受け場合、その救済のための必要な給付を行う ○給付に要する費用は、製薬企業が負担 ○副作用被害の認定、給付の決定、費用の徴収等の決定を行うため、救済基金を設ける |

スモン患者 矢倉七美子さん による講演

京都スモンの会理事長。昭和43年、胃腸炎で入院中にキノホルムを含む薬を投薬されスモンに罹患。40年以上たった今でも、足のしびれなどの症状と闘っている。



《矢倉七美子さんの思い》

- 少しでも気を抜くと厚労省は薬事行政を後戻りさせてしまう。だから監視を続けなくてはならない。
- 医師・薬剤師・看護師、すべての医療従事者が対等な立場で患者をみてほしい。真ん中にいるのは常に患者であってほしい。

参加者の感想(抜粋)

- 製薬企業の利益主義のために必要な情報が公開されず被害が広がったことが許せない。
- 薬事行政を変えさせた被害者の方々の行動の大きさを感じた。
- 今もスモンで苦しんでいる人がいることを知り、終わったことではないと改めて認識した。
- 私たち薬剤師は1つの薬によって人生を大きく左右され苦しむ可能性があることを心のどこかに持ち、日々の業務に取り組まなければならない。



第2回 薬害シンポジウムを開催して

- 薬害の被害を受けられた方の生の声を聞き、事実を学ぶことで、私たち薬剤師が中心となって薬の安全を守っていかなければならないことを再認識した。
- 被害を受けた尊い命や健康を無駄にしないためにも、過去の薬害事件を決して風化させてはならない。
- 多くの被害から培った教訓、勝ち取った薬事制度を十分に活かしていくことが、薬害根絶への歩みとなると感じた。



私たち民医連の薬剤師は、
薬害のない社会をめざし、
安全で安心な薬物療法のため
に活動を続けます！